

マイナンバー制度が始まります!



マイナンバー（社会保障・税番号）制度は、**行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会実現のための社会基盤**です。

平成27年10月から、国民の一人ひとりに**12桁のマイナンバー**が住民票の住所に通知され、平成28年1月から社会保障（年金・労働・医療・福祉）、税、災害対策の行政手続（雇用保険については平成28年1月から、健康保険・厚生年金保険については平成29年1月から）で、このマイナンバーの記載が必要になります。マイナンバー制度の導入にあたり、マイナンバーや個人情報の漏えい、成りすまし等が懸念されますが、**安心・安全を確保するため、マイナンバーは、法律で定められた目的以外での利用が禁止され、管理に当たっては、安全管理が義務付けられています。**

また、法律に違反した場合の罰則は、個人情報保護法等よりも重く、**マイナンバーの取得から廃棄まで、適切に管理する**必要があります。

担当者の明確化と番号の取得	マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう。
	マイナンバーを従業員から取得する際には、 利用目的 （「雇用保険届出」「健康保険・厚生年金保険届出」「源泉徴収票作成」）を伝えましょう。
マイナンバーの管理・保管	マイナンバーを従業員から取得する際には、「 番号確認 」と「 身元確認 」を行いましょ。①顔写真の付いている「個人番号カード」又は、②「通知カード」+「運転免許証」など *アルバイトやパートの方も必要となります。
	マイナンバーが記載された書類は、鍵がかかる棚や引き出しに 大切に保管 するようにしましょう。従業員の退職や契約の終了でマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いている書類を 廃棄 しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

法人には**13桁の法人番号**が指定され、マイナンバーと異なり、利用範囲の制約がなく、インターネット上で公表され、どなたでも自由に利用できます。

地域雇用開発奨励金が利用できます

平成27年4月10日より、**札幌市、石狩市、当別町**が同意雇用開発促進地域に指定され、地域雇用開発奨励金が利用可能となりました。

制度概要

雇用機会が特に不足している地域（同意雇用開発促進地域）で、**①事業所の設置・整備を行い②ハローワークなどの紹介により対象労働者を雇い入れた**事業主に、①に要した費用と②の雇入れ人数に応じた奨励金を、**最大3年間（3回）**支給します。

手続き

- ① 計画書の提出
- ② 地域の雇用拡大のために必要な事業所の設置・整備を300万円以上行う
- ③ ハローワークなどの紹介により対象労働者を雇い入れ、3人（創業の場合は2人）以上増加させる
- ④ 完了届の提出（第1回支給申請） ※1年間 被保険者数の維持/対象労働者数の維持/対象労働者の定着
- ⑤ 第2回支給申請 ※1年間 被保険者数の維持/対象労働者数の維持/対象労働者の定着
- ⑥ 第3回支給申請

支給額

設置・設備費用	対象労働者の増加人数 () 内は創業の場合のみ適用			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

在職老齢年金の支給停止基準額が変更になりました（平成27年4月1日より）

在職中に受ける老齢厚生年金（在職老齢年金）を受給されている方の年金額は、受給されている老齢厚生年金の月額と総報酬月額相当額により、年金額が調整されます。平成27年4月1日より年金の支給停止の基準となる額が変更になりました。
 <変更内容>

60歳から64歳までの方の支給停止調整変更額	46万円→47万円へ変更 (28万円の支給停止調整開始額については変更ありません)
65歳以上の方の支給停止基準額	46万円→47万円へ変更

